

専攻科に在学する生徒及び保護者へ

専攻科の生徒への奨学のための給付金制度のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」事業に該当します。

2. 支給要件

令和8年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 専攻科の生徒への修学支援（授業料支援）の対象となる私立の高等学校等専攻科（ただし、特別支援学校専攻科を除く）に在籍し、かつ休学していないこと。
- 市町村民税及び道府県民税所得割額（以下、住民税所得割額という）が105,500円未満の世帯、又は住民税所得割額が264,500円未満で扶養する子どもが3人以上いる世帯。
- 生計維持者等が、茨城県内に在住していること。
（茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。
詳しくは、事務室にお問い合わせください。）
- 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 支給額（1人あたり）

- | | |
|--|----------------|
| ①住民税所得割額 非課税の世帯 | <u>52,100円</u> |
| ②住民税所得割額 105,500円未満の世帯（①を除く） | <u>17,370円</u> |
| ③住民税所得割額 264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯（①、②を除く） | <u>13,030円</u> |

※ ②、③の支給対象者のうち、国籍が日本国以外で、所定の在留資格を満たさない場合、支給額は年額10,420円となります。

※ また、令和8年4月1日以降に入学し、在留資格が「特定活動」、「留学」等の生徒は、支給対象外となります。

※ 詳細は、給付額等確認シート【専攻科版】（県内学校用）を御覧ください。

4. 申請方法

別添、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートで、どのケースに該当するかを確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 専攻科の生徒への奨学のための給付金

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/private-schools/school-attendance-support/page-36631/>

5. 申請期限

令和8年11月6日（金）（必着）

※ 期限内に間に合わない場合は、以下の問い合わせ先までご相談ください。

6. 給付時期

令和9年2月頃（予定）

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室 TEL 029-301-2249